

公安委員会 説明資料 No. 1	香川県留置施設視察委員会委員の選任 について	令和5年5月18日 警務部
---------------------	---------------------------	------------------

議題事項

香川県留置施設視察委員会委員について、その任期が本年5月31日で満了するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により委員を選任する。

1 委員会設置の目的

留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、部外の第三者からなる機関を設置することとしたものであり、委員会が留置施設の実情を的確に把握した上で意見を述べることによって、留置施設の運営の改善向上に資することを目的とする。

2 委員の選任

(1) 任命

委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。

(2) 定数

委員の定数は、4人以内とする。

(3) 任期

令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間とする。

3 活動内容

(1) 視察

留置施設の運営状況を把握するため、県下警察署の留置施設を視察する。

(2) 面接

必要により被留置者との面接を実施する。

(3) 意見陳述

留置施設の運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に意見を述べる。

4 候補者

- 弁護士 (男性・30歳代) (再任)
- 医師 (男性・50歳代) (再任)
- 地域住民 (女性・50歳代) (再任)
- 地域住民 (男性・70歳代) (再任)

議題事項

岩手県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣する。

1 派遣目的

「第78回全国植樹祭」に伴う警衛警備のため

2 派遣概要

警察官

3 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、岩手県公安委員会から援助の要求があったもの

報告事項

令和4年度中における公務災害の認定件数は70件、通勤災害の認定件数は7件であった。

1 公務災害及び通勤災害

(1) 意義

ア 公務災害

職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）

イ 通勤災害

職員が、勤務のため、住居と勤務場所との往復等を、合理的な経路及び方法により行うこと（公務の性質を有するものを除く。）に起因する災害

(2) 公務災害の認定の要件

ア 公務遂行性（公務に従事し、任命権者の支配管理下にあること。）

イ 公務起因性（公務と災害との間に相当因果関係があること。）

(3) 補償の根拠

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

2 公務災害等認定状況

区 分		H30	R元	R 2	R 3	R 4
公務災害等認定件数		80	65	43	43	77
公務災害認定件数		77	57	35	40	70
内 訳	教育・訓練	48	37	8	16	40
	捜査・逮捕	3	5	7	6	5
	警ら・職務質問・保護	4	5	3	4	8
	交通取締り	2	1	1	0	2
	交通事故処理・見分	1	2	2	0	0
	災害警備	0	0	0	0	0
その他		19	7	14	14	15
通勤災害認定件数		3	8	8	3	7

○ 公務災害の認定件数は、70件（前年度比+30件）

○ 通勤災害の認定件数は、7件（前年度比+4件）

○ 公務災害認定件数のうち「教育・訓練」中の被災は、40件（前年度比+24件）

3 事故防止対策

(1) 「教育・訓練」中の事故防止対策

ア 「術科訓練指導者等講習会」の開催

イ 訓練指導者による「安全管理の措置基準」の遵守

(2) 受傷事故防止のための教養

ア 交番・駐在所勤務員に対する総合対処法訓練の実施

イ 運転訓練の実施